

令和7年度 食品の安全・安心シンポジウム 議事録

日 時：令和7年11月12日（水）13時30分～16時
場 所：岐阜県庁 1階ミナモホール（岐阜市薮田南2-1-1）
テーマ：健康食品

質疑応答・意見交換

（司会）

質疑応答・意見交換に移りたいと思います。

壇上には、先ほど御講演いただいた福島大学准教授の種村様、消費者庁食品表示課 保健表示室保健表示企画係長の田中様、岐阜市保健所 副所長兼食品衛生課長の山崎、岐阜県生活衛生課 食品安全推進室長の政井が登壇しております。それでは、皆様からいただいた御質問、御意見を紹介した後、登壇されている方にお答えいただきます。

まず、事前に参加希望された皆様から事前質問を受け付けていました。種村先生に質問が来ておりましたので、まずその質問の方からお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（種村先生）

御質問をいただき、ありがとうございました。2点、回答させていただければと思います。

まず、1点目の吸収率についてのご質問です。

回答としては、個人差があります。

例えば、みなさまの関心があるビタミンの摂取に注目してみます。

ビタミンには脂溶性ビタミンというものがあり油がないと吸収されにくいビタミンです。みなさまも健康に気を付けて野菜を意識して食べいらっしゃると思うのですけれども、近年、健康志向の高まりとともにノンオイルでサラダを召し上がることもあると思います。しかし、残念ながら油がすごく少ない食事であれば、どうしても吸収は落ちてしまいます。このように、ふだんの食べ方によって、吸収率が変わります。

2点目のご質問は、食品ではありませんが、ダイエット目的の注射薬（マンジャロ）の利用者に対する注意喚起すべき事項について、ご質問いただいておりました。

回答としては、このお薬は、2型糖尿病の治療薬でありダイエット製品ではございません。例えば、美容クリニックで自由診療としての使用が可能ですが、健康被害が起きたとしても適応外の使用であることから国の副作用救済制度の対象外となります。また、全額自己負担（自由診療のため保険が使えない）のため1か月あたり高額の費用がかかります。

また、作用として食欲を抑える薬でありますので、突然やめると食欲が急上昇することに伴うリバウンドも懸念されます。また、膵炎、吐き気や嘔吐といった消化器症状の副作用も

懸念されます。よって、健康な人におけるダイエット目的での利用はメリットより健康への負担の他、経済的な負担に伴うデメリットが明らかに上回るため、利用は推奨できません。

(司会)

それでは本日会場にお越しいただいた方からいただいた質問票の中からいくつか紹介し、回答をいただきたいと思います。いわゆる「健康食品」にも健康リスクがあることが、今回の講演でよくわかったということですが、そのようなリスクがある成分や起きうる症状といったものを原料表示のところに表示をしたらいいのではないかという御意見をいただいておりますが消費者庁の田中様、よろしくお願ひいたします。

(消費者庁 田中係長)

リスクがある成分を表示する制度を作るべきではないかという御質問かと思うのですが、既に指定成分等含有食品という制度がございます。こちらは必ずしも食品に入ってはいけないということでは無いのですが、取りすぎたりすると、健康被害を発生する懸念がある成分を含有する食品に対する制度となります。このような成分を含有する食品については、先ほど消費者庁と種村先生から説明があったGMPを必ず実施していただくこととなっていることや、指定成分等含有食品であれば必ずそのことについて表示していただくことなどが法令上規定されております。一方で、先ほど種村先生より御説明があったように、食品に含有してはいけない医薬品成分などを含有している場合には、未承認無許可医薬品としての取り締まりを受けることもあり、リスクのある成分を含有する食品に関する制度の整備はできているということを御理解いただければと思います。

(司会)

今の指定成分という言葉が出てきましたけれども、先ほど、岐阜県からの情報提供の中で、施設の立入り監視をしているという説明がありましたが、岐阜県では立入り時に、指定成分の使用状況などは確認しているということでしょうか。岐阜県お願ひします。

(岐阜県 政井)

事前の自主点検表で、指定成分を使っているかどうかを把握し、GMPにより、品質等、安全性を確認しております。

(司会)

それでは次の質問です。消費者庁田中様に回答をお願いしたいのですが、カンナビノイドのような麻薬作用のある成分を添加した食品は、特定保健用食品として許可制にしたほうが良いのではないかというような意見をいただいていますがその点について、お願ひします。

(消費者庁 田中係長)

先ほど私が回答したことと、若干重複してしまうのですが、薬に入っているような成分を食品に配合することは医薬品側の法令で規制されております。私は、食品表示課の担当であり、その辺りを詳しく御説明することができないところはあるのですが、医薬品成分が入っているにもかかわらず、医薬品として登録がされていない、先ほど種村先生がゼリーを例にとってご説明されたようなものがあれば、それは無承認無許可医薬品であり、医薬品側の法律で規制されています。岐阜県でもその辺りは、しっかり監視されているかと思います。

(司会)

もう1点、種村先生への質問です。サプリメントに入っている軟骨成分は消化吸収されてしまうということで、体内での再構築・生成する原材料として活用されるとしたら摂取する意義はあるのではないでしょうか、若しくは活用されないのでしょうかという質問です。

(種村先生)

グルコサミンは、軟骨の原料と言われていますが、口から入ると消化吸収されてしまうため、そのまま軟骨の材料としては使われることはほとんどございません。

(司会)

最後の質問です、女性の方は興味のある成分ではないかと思うのですが、エクオール（エクオール）について知りたいという御意見も伺っています。種村先生何か、こちらを調べるとよくわかるといったようなことについて、教えてください。

(種村先生)

エクオールとは、大豆製品に含まれる大豆イソフラボンが、わたしたちの腸内にいる細菌の力で変換されて生まれる成分です。しかし、このエクオールを作るための腸内細菌を持っている女性とそうでない女性がいます。ゆえ、エクオールサプリメントが流通しています。くわしくは、厚生労働省 eJIM（「統合医療」に係る情報発信等推進事業）のウェブサイト（ダイス）または国立健康・栄養研究所（HFNet／えいち・えふ・ねっと）をご覧ください。

(司会)

ありがとうございました。

予定した質問時間になりましたので、意見交換の方は終了したいと思います。

時間の都合上、御紹介できなかった質問もございます。

大変申し訳ありません。また、登壇いただいた皆様、どうもありがとうございました。